

働き方改革推進中

高知労働局発表
平成30年12月25日

報道関係者 各位

【照会先】

高知労働局職業安定部職業対策課
部長 渡辺 剛史
課長 澤谷 良憲
障害者雇用担当官 森本 拓生
(電話) 088(885)6052

平成30年 公的機関の障害者雇用状況の集計結果

高知労働局（局長：古田宏昌）では、このほど、公的機関における平成30年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、公的機関の場合は2.5%又は2.4%）以上の障害者を雇うことの義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日時点の身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、障害者の雇用義務のある公的機関に報告を求め、それを集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

【公的機関】（法定雇用率2.5%、都道府県などの教育委員会は2.4%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率は、いずれも教育委員会で対前年を下回った。

- ・ 県：雇用障害者数88.0人(87.0人)、実雇用率2.01%(1.99%)
- ・ 市町村：雇用障害者数219.5人(205.0人)、実雇用率2.30%(2.25%)
- ・ 教育委員会：雇用障害者数123.0人(134.0人)、実雇用率2.09%(2.27%)

○詳細は別紙のとおり

- ・概要(P2)
- ・総括表(P3)
- ・詳細表(P5~P9)
- ・参考1~4(P10~P15)

【今後の取り組み】

○ 未達成の公的機関については、今回提出された障害者採用計画通報書に基づいて障害者が計画的に採用がされるよう、労働局として各機関に対しての助言・援助等を積極的に行っていく。また、必要に応じて労働局長等から各機関のトップに対して訪問及び呼出による勧奨を行うなど、全機関が法定雇用率を達成できるよう取組みを強化する。

1 公的機関における在職状況**(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）**

県の3機関に在職している障害者の数は88.0人で、前年より1.1%（1人）増加しており、実雇用率は2.01%と前年（1.99%）に比べ0.02ポイント上昇した。

県の3機関中2機関で法定雇用率が未達成となっている。

【未達成機関】

高知県知事部局、高知県公営企業局

[P3 総括表1(1)、P5 詳細表1(1)、P8 詳細表2(1)]

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

市町村の機関に在職している障害者の数は219.5人で、前年より7.1%（14.5人）増加しており、実雇用率は2.30%と前年（2.25%）に比べ0.05ポイント上昇した。

市町村の機関の法定雇用率達成割合は77.3%で、前年（80.0%）より2.7ポイント低下しており、44機関中10機関で法定雇用率が未達成となっている。

【未達成機関】

土佐市、香南市、本山町、大豊町、越知町、大月町、三原村、土佐市教育委員会、中土佐町教育委員会、高知県・高知市病院企業団

[P3 総括表1(2)、P6 詳細表1(2)、P9 詳細表2(4)]

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

2.4%の法定雇用率が適用される県の教育委員会に在職している障害者の数は123.0人で、前年より8.2%（11.0人）減少しており、実雇用率は2.09%と前年（2.27%）より0.18ポイント低下した。

[P3 総括表1(3)、P7 詳細表1(3)、P8 詳細表2(2)]

2 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は52.0人で、前年より4.0%（2.0人）増加し、実雇用率は2.48%と前年（2.37%）に比べ0.11ポイント上昇した。独立行政法人等の2法人中1法人で法定雇用率が未達成となっている。

【未達成機関】

国立大学法人（高知大学）

※ 県内の報告対象独立行政法人等は国立大学法人（高知大学）、高知県公立大学法人の2機関となっている（高知県公立大学法人は平成23年度から公立大学法人となり、高知工科大学は平成27年度から高知県公立大学法人となった）。

[P3 総括表2、P8 詳細表2(3)]

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 地方公共団体における在職状況

(1) 高知県の機関(法定雇用率2.5%) ※県警察本部含む

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	4,381.5人 (4,365.0人)	88.0人 (87.0人)	2.01% (1.99%)	1 / 3 (1 / 3)	33.3% (33.3%)
高知県知事部局	3,618.5人 (3,582.0人)	75.0人 (73.0人)	2.07% (2.04%)	0 / 1 (0 / 1)	0.0% (0.0%)
その他の高知県機関	763.0人 (783.0人)	13.0人 (14.0人)	1.70% (1.79%)	1 / 2 (1 / 2)	50.0% (50.0%)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	9,524.5人 (9,128.0人)	219.5人 (205.0人)	2.30% (2.25%)	34 / 44 (32 / 40)	77.3% (80.0%)

※未達成であった市町村の10機関のうち2機関は、公表日時点で達成済み。

(3) 法定雇用率2.4%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
高知県教育委員会	5,879.0人 (5,893.5人)	123.0人 (134.0人)	2.09% (2.27%)	0 / 1 (1 / 1)	0.0% (100.0%)

2 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
独立行政法人等	2,101.0人 (2,109.5人)	52.0人 (50.0人)	2.48% (2.37%)	1 / 2 (1 / 2)	50.0% (50.0%)

※未達成であった1機関は、公表日時点で達成済み。

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 () 内は、平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

平成30年6月1日現在における公的機関における障害者の雇用状況

(詳細表)

<目次>

1 地方公共団体等における在職状況（法定雇用率2.5%又は2.4%）	
(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）	5
(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）	6
(3) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会	7
2 公的機関の各機関の状況	
(1) 県の状況	8
(2) 法定雇用率2.4%が適用される県の教育委員会の状況	8
(3) 独立行政法人等の状況	8
(4) 市町村等の状況	9
(参考)	
(1) 平成29年の公的機関の再点検結果の一覧表	10~11
(2) 法定雇用率とは	12
(3) 障害者雇用義務制度及び障害者である職員の任免状況 に関する通報について	13~14
(4) 雇用率未達成の官公庁の達成スケジュール	15

1 地方公共団体等における在職状況（法定雇用率2.5%又は2.4%）

（1）県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 $E = \frac{② \times 100}{A + B + C + D \times 0.5}$	⑤ 法定雇用率 法定機関の割合 $F = \frac{② \times 新規雇用分}{A \times 2 + B + C + D \times 0.5}$	⑥ 法定雇用率 法定機関の割合 $G = \frac{④}{F}$
			A.重複身体障害者	B.重度身体障害者	C.重度以外の身体障害者及び知的障害者			
計	3	4,381.5	人	23	人	人	88.0	%
	(-3)	(-4,365.0)	(-)	(-22)	(-7)	(-30)	(-87.0)	(-)
高知県 知事部局	1	3,618.5	人	21	人	人	75.0	%
	(-1)	(-3,592.0)	(-)	(-20)	(-7)	(-20)	(-73.0)	(-)
その他の 高知県機関	2	763.0	人	2	人	人	9	%
	(-2)	(-733.0)	(-)	(-2)	(-0)	(-0)	(-13.0)	(-)
							(-14.0)	(-)
							(-1.79)	(-)
							(-1.79)	(-)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数 である短時間勤務職員 用分
		a.重複身体障害者	b.重度以外の身体障害者	c.重度身体障害者	d.重度知的障害者	e.計	f.計	
県の機関計	88.0	23	5	26	7	80.5	6.0	0
	(-87.0)	(-22)	(-7)	(-28)	(-6)	(-82.0)	(-6.5)	(-)

[1(1)②表の注]

- 1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
 2 ②③④の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者並びに精神障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしている。
 4 ②③④d欄及び⑤のfの欄は1週間に所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のe、d欄及び④のd欄は1週間に新規雇用分が20時間以上30時間未満の職員である。
 5 ②③④d欄のうち新規雇用分は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの職員であり、1人を0.5人に相当するものとしている。
 6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
 7 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることがなった。
 8 ①欄は、精神障害者である短時間労働者について、届入れかから3年以内の方、又は精神障害者保険福祉手帳取得から3年以内の方ではなく1人として雇用率を算定する特例により数値を算出している。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基準となる職員数	② 法定雇用障害者		③ 障害者の数		④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の割合 達成機関数
			A.重度身体障害者	B.重度身体障害者及び知的障害者	C.重度以外の身体障害者	D.重度以外身外者	E.計	
市町村の機関	44	9,524.5	人	人	人	人	人	人
	(40)	(9,128.0)	57	4	94	15	219.5	23.0
			(57)	(3)	(77)	(22)	(205.0)	(11.5)
							(2.25)	(2.30)
							(32)	(34)
								(77.3)
								(80.0)

注は1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 a.重度身体障害者	② 身体障害者の数 b.重度以外の身体障害者	③ 重度知的障害者		④ 重度知的障害者 d.重度以外の知的障害者	⑤ 重度知的障害者 e.計	⑥ うち新規雇用分	⑦ うち新規雇用分
			a×2+b+c d×0.5	f.うち新規雇用分				
市町村の機関	人 219.5	人 57	人 3	人 79	人 6	人 199.0	人 17.0	人 6
	(205.0)	(9,128.0)	(57)	(2)	(64)	(11)	(10.0)	(1.0)
							(7.5)	(1.0)
							(7)	(1)
							(3)	(1)
							(0)	(0)
							(0)	(0)
							(1.0)	(1.0)
							(1.0)	(1.0)
							(12.0)	(12.0)
							(0.5)	(0.5)

注は1(1)②の表と同じ

(3) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

① 概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数			実雇用率 $E \div 2 \times 100$	法定雇用率 達成機関の 数	法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体障害者	B.重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	C.重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員			
高知県 教育委員会	1 (1)	5,879.0 (5,893.6)	40 (43)	1 (1)	42 (47)	0 (0)	123.0 (134.0)	3.0 (1.0)
								2.09 (2.27)

注は1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数			重度知的障 害者 者である短時間勤務職員	重度知的障 害者 者である短時間勤務職員	重度知的障 害者 者である短時間勤務職員	重度知的障 害者 者である短時間勤務職員
		a.重度身体障 害者	b.重度身体障 害者である短 時間勤務職員	c.計				
高知県 教育委員会	123.0 (134.0)	40 (43)	1 (1)	36 (41)	0 (0)	117.0 (128.0)	3.0 (1.0)	0 (0)
								3.0 (3.0)

注は1(1)②の表と同じ

2 公的機関の各機関の状況

(1) 県の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
高知県知事部局	3,618.5	75.0	2.07	15.0	
高知県公営企業局	389.0	4.0	1.03	5.0	
高知県警察本部	374.0	9.0	2.41	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並び精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 法定雇用率2.4%が適用される県の教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
高知県教育委員会	5,879.0	123.0	2.09	18.0	

注は（1）と同じ。

(3) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国立大学法人 高知大学	1,781.0	43.0	2.41	1.0	重度判定により達成済
高知県公立大学法人	320.0	9.0	2.81	0.0	

注は（1）と同じ。

(4) 市町村等の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	9,524.5	219.5	2.30%	20.5	
高知市	2,647.5	67.0	2.53%	0.0	特例認定あり（注4）
室戸市	154.5	4.0	2.59%	0.0	
安芸市	207.0	6.0	2.90%	0.0	
南国市	478.0	12.0	2.51%	0.0	特例認定あり（注4）
土佐市	262.0	0.0	0.00%	6.0	
須崎市	252.0	8.0	3.17%	0.0	特例認定あり（注4）
宿毛市	247.0	7.0	2.83%	0.0	
土佐清水市	228.0	5.0	2.19%	0.0	
四万十市	474.0	11.0	2.32%	0.0	特例認定あり（注4）
香南市	241.0	3.0	1.24%	3.0	
香美市	396.5	9.5	2.40%	0.0	特例認定あり（注4）
東洋町	63.0	1.0	1.59%	0.0	
奈半利町	44.5	1.0	2.25%	0.0	
田野町	46.0	1.0	2.17%	0.0	
安田町	59.0	1.0	1.69%	0.0	
芸西村	51.0	2.0	3.92%	0.0	
本山町	132.0	0.5	0.38%	2.5	
大豊町	129.5	1.5	1.16%	1.5	
土佐町	64.0	1.0	1.56%	0.0	
いの町	370.0	9.0	2.43%	0.0	
仁淀川町	167.5	4.0	2.39%	0.0	
中土佐町	120.0	3.0	2.50%	0.0	
佐川町	221.5	7.0	3.16%	0.0	特例認定あり（注4）
越知町	119.0	1.0	0.84%	1.0	特例認定あり（注4）
橋原町	93.0	2.0	2.15%	0.0	
日高村	76.5	2.0	2.61%	0.0	
津野町	76.0	2.0	2.63%	0.0	
四万十町	218.0	6.0	2.75%	0.0	
大月町	134.5	2.0	1.49%	1.0	
三原村	42.0	0.0	0.00%	1.0	新規雇用により達成済
黒潮町	165.0	5.0	3.03%	0.0	
香南市教育委員会	114.0	5.0	4.39%	0.0	
いの町教育委員会	72.0	1.0	1.39%	0.0	
土佐市教育委員会	89.0	0.0	0.00%	2.0	
中土佐町教育委員会	68.0	0.5	0.74%	0.5	勤務時間増により達成済
四万十町教育委員会	53.0	1.0	1.89%	0.0	
土佐市病院事業	159.0	3.5	2.20%	0.0	
高知県・高知市病院企業団	390.5	7.0	1.79%	2.0	
高岡北広域町村事務組合	224.0	7.0	3.13%	0.0	
香南香美老人ホーム組合	144.0	3.5	2.43%	0.0	
安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	52.5	1.5	2.86%	0.0	
高幡西部特別養護老人ホーム組合	51.0	2.0	3.92%	0.0	
津野山養護老人ホーム組合	49.5	1.0	2.02%	0.0	
高陵特別養護老人ホーム組合	78.5	2.0	2.55%	0.0	

注1～3は（1）と同じ。

注4 注4の機関は特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

認定地方機関（A）	みなされることとなる機関（B）	
高知市	高知市教育委員会	高知市水道局
南国市	南国市教育委員会	
須崎市	須崎市教育委員会	
四万十市	四万十市教育委員会	
香美市	香美市教育委員会	
佐川町	佐川町病院事業	
越知町	越知町教育委員会	

平成 29 年の公的機関の再点検結果の一覧表

参考1

1 高知県知事部局における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

○平成 29 年 6 月 1 日時点 高知県の機関の状況（法定雇用率 2.3%）（再点検後）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
高知県	3,582.0	73.0	2.04	9.0	

2 その他の高知県の機関における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

○平成 29 年 6 月 1 日時点 その他の高知県の機関の状況（法定雇用率 2.3%）（再点検後）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	783.0	14.0	1.79	4.0	
高知県公営企業局	395.0	5.0	1.27	4.0	
高知県警察本部	388.0	9.0	2.32	0.0	

3 高知県教育委員会における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

○平成 29 年 6 月 1 日時点 高知県教育委員会の状況（法定雇用率 2.2%）（再点検後）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
高知県教育委員会	5,893.5	134.0	2.27	0.0	

4 高知県内市町村における再点検に基づき報告された数値は以下のとおりです。

○平成 29 年 6 月 1 日時点 高知県内市町村の状況（法定雇用率 2.3%）（再点検後）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	9,128.0	205.0	2.25%	15.0	
高知市	2,605.5	61.0	2.34%	0.0	特例認定
室戸市	151.5	3.5	2.31%	0.0	
安芸市	206.0	4.0	1.94%	0.0	
南国市	473.0	12.0	2.54%	0.0	特例認定
土佐市	259.0	0.0	0.00%	5.0	
須崎市	259.0	8.0	3.09%	0.0	特例認定
宿毛市	239.0	5.0	2.09%	0.0	
土佐清水市	231.0	5.0	2.16%	0.0	
四万十市	475.5	11.0	2.31%	0.0	特例認定
香南市	213.0	4.0	1.88%	0.0	
香美市	388.0	9.5	2.45%	0.0	特例認定
東洋町	57.0	1.0	1.75%	0.0	
安田町	52.0	1.0	1.92%	0.0	
芸西村	51.0	2.0	3.92%	0.0	
本山町	137.0	2.0	1.46%	1.0	
大豊町	128.5	3.5	2.72%	0.0	
土佐町	65.0	1.0	1.54%	0.0	
いの町	363.0	9.0	2.48%	0.0	
仁淀川町	165.0	6.0	3.64%	0.0	
中土佐町	120.0	4.0	3.33%	0.0	

佐川町	155.5	4.5	2.89%	0.0	特例認定
越知町	115.5	1.0	0.87%	1.0	特例認定
橋原町	96.0	1.5	1.56%	0.5	
日高村	69.0	2.0	2.90%	0.0	
津野町	74.0	2.0	2.70%	0.0	
四万十町	212.0	6.0	2.83%	0.0	
大月町	134.5	4.0	2.97%	0.0	
黒潮町	164.0	4.0	2.44%	0.0	
香南市教育委員会	92.0	3.0	3.26%	0.0	
いの町教育委員会	71.0	1.0	1.41%	0.0	
土佐市教育委員会	92.0	0.0	0.00%	2.0	
四万十町教育委員会	54.0	1.0	1.85%	0.0	
土佐市病院事業	156.5	3.5	2.24%	0.0	
高知県・高知市病院企業団	381.0	4.0	1.05%	4.0	
高岡北広域町村事務組合	222.0	7.0	3.15%	0.0	
香南香美老人ホーム組合	145.5	4.0	2.75%	0.0	
安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	50.0	1.5	3.00%	0.0	
高幡西部特別養護老人ホーム組合	53.0	0.0	0.00%	1.0	
高陵特別養護老人ホーム組合	85.5	2.0	2.34%	0.0	
中土佐町教育委員会	66.0	0.5	0.76%	0.5	

5 独立行政法人等における再点検に基づき報告された数値は以下のとおりです。

○平成 29 年 6 月 1 日時点 独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.3%）（再点検後）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	2,109.5	50.0	2.37	1.0	
国立大学法人高知大学	1,787.5	40.0	2.24	1.0	
高知県公立大学法人	322.0	10.0	3.11	0.0	

【再点検結果の詳細】の各表に関する注記】

注 1 各表（「独立行政法人等」の表を除く。）における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注 2 「地方独立行政法人等」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注 3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 4 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 5 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります。この場合、法定雇用率達成となる。

注 6 「備考」欄の都道府県又は市町村の「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定により、当該機関(B)に勤務する職員を当該機関(A)に勤務する職員とみなす特例が適用されているものである。

○ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 （45.5人〔50人〕以上規模の企業）	2.2%〔2.0%〕
	特殊法人等 〔労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	2.5%〔2.3%〕
○ 国、地方公共団体 （40人〔43.5人〕以上規模の機関）	2.5%〔2.3%〕
○ 都道府県等の教育委員会 （42人〔45.5〕以上規模の機関）	2.4%〔2.2%〕

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数
+ 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{常用労働者の数} + \text{失業者数}}{\text{常用労働者の数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

(制度の概要)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）は、国や地方公共団体、独立行政法人等、民間企業に対して、従業員の法定雇用率以上の障害者の雇用を義務付けています。

※法定雇用率

国、地方公共団体 2.5% (平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.3%)

都道府県等教育委員会 2.4% (平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.2%)

独立行政法人等 2.5% (平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.3%)

民間企業 2.2% (平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.0%)

- 地方公共団体の機関は、法第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、厚生労働大臣（市町村にあっては都道府県労働局長）に通報しなければならないこととされており、同法施行令第 8 条に基づき、毎年 6 月 1 日現在の状況を通報することとされています。

また、独立行政法人等は、法第 43 条第 7 項に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、公共職業安定所長に報告しなければならないこととされており、同法施行規則第 8 条に基づき、毎年 6 月 1 日現在の状況を報告することとされています。

(制度の対象となる障害者の範囲)

- 障害者雇用義務制度の対象となる障害者は、法第 37 条第 2 項において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）とされています。
- 身体障害者については、法第 2 条第 2 号において、「身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。」とされています。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

別表 障害の範囲（第二条、第四十八条関係）

一 次に掲げる視覚障害で永続するもの

イ 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの

ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの

二 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの

イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの

ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの

ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの

二 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやすく機能の障害

イ 音声機能、言語機能又はそしやすく機能の喪失

ロ 音声機能、言語機能又はそしやすく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの

ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの

ハ 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの

二 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの

ホ 両下肢のすべての指を欠くもの

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（注：政令第 27 条により、ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害が該当するものとされている）で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

- 身体障害者について、「別表に掲げる障害があるもの」であるとの確認は、身体障害者手帳によることが原則となります。しかし、身体障害者手帳を所持しない者について、当分の間、身体障害者福祉法による指定医や産業医による診断書・意見書によるものと差し支えないものとしています。
- 知的障害者については、法第 2 条第 4 号において、「知的障害がある者であつて厚生労

働省令で定めるものをいう。」とされています。法施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 2 において、「法第 2 条第 4 号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第 19 条の障害者職業センター（次条において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。」とされています。

- 精神障害者については、法第 37 条第 2 項において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限るとされています。

（障害者の範囲の通知）

- これらの取扱いについては、障害者雇用義務制度の創設に伴って昭和 51 年 10 月 1 日付で労働省職業安定局長から各都道府県知事あて発出した「改正身体障害者雇用促進法の施行について」に記載されています。

「改正身体障害者雇用促進法の施行について」

（昭和 51 年 10 月 1 日 労働省職業安定局長から各都道府県知事あて）<抄>

第 2 身体障害者及び重度障害者の範囲

3 身体障害者であることの確認

身体障害者であることの確認は、原則として身体障害者手帳によって行うものとするが、身体障害者手帳を所持しない者については、次の(1)及び(2)による医師の診断書によって確認するものとする（別添の「参考身体障害者程度等級表判定基準」を参照のこと）。（略）

(1) 身体障害者福祉法第 15 条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「福祉法 15 条指定医」という。なお、身体障害者手帳の交付を受けようとするときは、この医師の診断書を添えて都道府県知事に申請しなければならないこととされている。）又は労働安全衛生法第 13 条に規定する産業医により法別表に掲げる身体障害を有するとの診断書（ただし、心臓、じん臓又は呼吸器の障害については、当分の間、福祉法第 15 条指定医によるものに限る。）を受けること。

(2) (1)の診断書は、障害の種類及び程度並びに法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること。

- また、平成 17 年に策定された「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」においては、障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲について、身体障害者、知的障害者及び精神障害者であって、障害者手帳等によって確認することとされている旨を明記するとともに、「身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。」との注記をしています。

同ガイドラインは、同年 11 月 4 日に、厚生労働省職業安定局長から「国の機関 人事担当者責任者」（官房長等）あてに通知されています。

「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（抄）

3. 制度の対象となる障害者の範囲

(1) 制度の対象となる障害者の範囲

① 障害者手帳等による確認

障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、及び精神障害者であって、以下の障害者手帳等によって確認することとされています。

- 身体障害者については、身体障害者手帳
- 知的障害者については、(イ)都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（自治体によっては別の名称を用いる場合があります。例えば東京都においては愛の手帳。）又は(ロ)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書
- 精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳（平成 18 年 4 月以降）

（略）

身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。

雇用率未達成の官公庁の達成スケジュール

